

「特定建設作業」の届出と規制について

茨木市産業環境部環境政策課

1 「特定建設作業」とは

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で「特定建設作業」の種類が定められています。

また、「特定建設作業」を実施する場合は、「届出」が必要であるとともに、騒音・振動の「規制基準」・「作業時間・期間」が定められています。

騒音規制法第2条第3項
振動規制法第2条第3項
大阪府生活環境の保全等に関する条例第82条第2項

2 対象となる作業の種類

「特定建設作業」として、法令及び府条例で定められている作業は、次のとおりで、「騒音」に係る作業として表-1に示す11種類、「振動」に係る作業として表-2に示す5種類が対象となります。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

騒音規制法施行令第2条、別表第2
振動規制法施行令第2条、別表第2
大阪府生活環境の保全等に関する
条例施行規則第52条、別表第20

表－１

「騒音」に係る作業

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類
法 ・ 条例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2 びょう打機を使用する作業
	3 さく岩機を使用する作業（※）
	4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
	7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
	8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
条例	9 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10 コンクリートカッターを使用する作業（※）
	11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

表－２

「振動」に係る作業

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類
法 ・ 条例	1 くい打機（もんけん及びびょう打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3 舗装版破碎機を使用する作業（※）
	4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※）
条例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業

（※）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

（※※）一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを除く。

3 地域の指定（届出を要する地域、規制を受ける地域）

「特定建設作業」に伴って発生する騒音又は振動について規制する地域は、法に関しては本市長が、府条例に関しては府知事が指定することになっていますが、本市ではどちらも市内全域が指定されており、市内全域にわたり届出を要するとともに規制を受けます。

騒音規制法第3条第1項、振動規制法第3条第1項
大阪府生活環境の保全等に関する条例第83条第1項

4 実施の届出

届出は、「特定建設作業実施届出書」（別紙－1）により必要事項を書き入れて**2部**提出して下さい。なお、次の事項に注意して下さい。

- (1) 「特定建設作業」をされる方（工事の元請業者）は、作業開始の**7日前**までに届出を行う必要があります。
- (2) **3か月**の作業期間の範囲で受付けます。したがって、作業期間が**3か月**を過ぎる工事については更新届出が必要です。更新時においても、届出期間開始7日前までに届出して下さい。
- (3) 作業場所周辺の見取図及び工事の工程表を添付して下さい。
- (4) 同一工事にて2種類以上の「特定建設作業」を実施する場合でも、同一用紙にて届出を行ってもらって結構です。

騒音規制法第14条第1項
振動規制法第14条第1項
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項

5 騒音及び振動の規制基準

「特定建設作業」に伴って発生する騒音又は振動については、それぞれ「規制基準」が設けられており、また作業時間・期間等についても規制されています。

騒音規制法第15条第1項、振動規制法第15条第1項
大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条第1項

6 改善勧告及び命令

「特定建設作業」に伴い発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、その作業場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認める時は、騒音又は振動の防止の方法の改善及び、作業時間の変更すべきことを、市長は勧告することができることになっています。

また、それに従わない時は、改善命令を発することになります。

騒音規制法第15条第1項、第2項
振動規制法第15条第1項、第2項
大阪府生活環境の保全等に関する
条例第94条第1項、第2項

7 罰則

- (1) 改善命令に違反した者は、5万円以下の罰金（振動規制法は30万円以下、府条例は20万円以下）

騒音規制法第30条
振動規制法第26条
大阪府生活環境の保全等に関する
条例第115条

- (2) 届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金（振動規制法、府条例は10万円以下）

騒音規制法第31条
振動規制法第27条
大阪府生活環境の保全等に関する
条例第116条

問い合わせ先
茨木市産業環境部環境政策課
TEL072-620-1644

特定建設作業の規制基準一覧表

項 目	種 別	騒 音	振 動
	区域区分		
基 準 値	1 号	デシベル	デシベル
	2 号	8 5	7 5
作 業 禁 止 時 間	1 号	午後 7 時～午前 7 時	
	2 号	午後10時～午前 6 時	
最 大 作 業 時 間	1 号	1 0 時間／日	
	2 号	1 4 時間／日	
最 大 作 業 期 間	1 号	連続 6 日間	
	2 号		
作 業 禁 止 日	1 号	日曜・休日	
	2 号		

(注) 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。

区域区分は茨木市では以下の区域に分けられます。

1 号 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の区域。
2 号 区 域	工業地域のうち 1 号区域以外の区域。

※道路工事において、夜間に特定建設作業を行う場合、当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された道路管理者が発行する「道路の占用の許可書」又は所轄警察署長が発行する「道路の使用の許可書」等の写しを添付して下さい。